

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>
発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311
編集責任者 村澤 幸二

新年のご挨拶



一般社団法人
鳥取県労働基準協会
会長 竹中由紀夫



鳥取労働局
局長 内田敏之

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、会員各位のご協力はもとより、行政当局のご指導により、公益法人としての業務を順調に推進することができましたことに感謝申し上げます。

県内の雇用経済状況は、有効求人倍率の1.5倍超えが右肩上がりに続くなど、着実に改善しており、業種によっては人手不足の状況にあります。

一方、県内の労働災害の発生状況は、産業安全に携わる多くの方々の不断の努力により、着実に減少してきましたが、昨年は、年始早々の大雪等自然環境の悪条件や人手不足等の影響もあり、大幅に増加するという憂慮すべき結果となりました。

また、労働者の健康を取り巻く状況についても、職場の様々なストレスによるメンタル不調、過重労働による健康障害、介護産業における腰痛など各種の問題が発生しており、メンタルヘルスケアをはじめ、健康確保対策や職業性疾病防止対策の推進が一段と重要性を増しています。

労働災害や職業性疾病は、安全衛生管理活動の何らかの欠陥により、不安全な行動や不安全な状態が生起し、これらが原因となって発生している状況にあります。本年は、基本的な労働災害防止対策の徹底はもとより、「見える化」活動やリスクアセスメントによるリスク低減措置の促進により、危険要因をゼロに近づける取組を充実させる等、安全衛生活動の底上げと活性化を通じて、この状況に歯止めをかけなければなりません。

当協会におきましては、これらの課題に関し、会員の皆様の取組の一助となりますよう各種事業を展開し、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与してまいりますので、一層のご支援をお願い申し上げます。

この一年が、皆様と会員事業場にとって良い年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます 2018年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会

会長 竹中由紀夫

副会長 永東康文、副会長 井木久博

専務理事 村澤幸二、ほか職員一同

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人鳥取県労働基準協会並びに東・西・中部の各支部の皆様方に、年頭の御挨拶を申し上げます。

また、竹中会長を始め役職員並びに会員事業場の皆様には、平素から労働行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

鳥取県内の雇用情勢は、改善が進んでいる一方で、慢性的な人手不足状態に伴う長時間労働が懸念されるところです。この状況を乗り切るためにも、働き方を見直し、労働生産性を上げることが、経営者にとって喫緊の課題となっているところです。

鳥取労働局は、本年においても長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進に向けた「働き方改革」の取組を継続し、労働者の労働条件の確保・改善や安全と健康の確保など、職場環境の整備を積極的に進め、女性の活躍推進、治療と職業生活、仕事と子育ての両立支援など、社会の活力を維持・向上させていくために、円滑な行政運営に当たっていくこととしております。

また、労働災害防止に関するも、皆様のご協力により取組みをしておりますが、今後、第13次労働災害防止推進計画が策定されますので、災害防止にも全力を挙げて取り組む所存です。

貴会におかれましては、これまで労働基準行政の推進について重要な役割を担っていただいているところであります。今後においてもより一層の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々の御発展と会員の皆様方の御活躍を御祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます
平成30年元旦

◆鳥取労働局

局長	内田敏之、総務部長 岩崎充
労働基準部長	河野勲人、監督課長 宮崎健治
健康安全課長	仲濱弘昭、労災補償課長 高田尚
賃金室長	平井美敏、顧客営業課長 廣瀬真理

第29回「ゼロ災55」無災害運動

～労働局長による安全パトロールを実施～

鳥取労働局では、労働災害が11月、12月に多発する傾向があることから、11月7日から12月31日までの55日間における労働災害の防止、中でも死亡災害の撲滅を目指して『「ゼロ災55」無災害運動』を展開しています。

この運動の一環として、11月9日（木）鳥取市江津地内において施工されている「鳥取県立中央病院建替整備工事（建築）【施工業者 清水・やまこう・大和・藤原特定建設工事共同企業体】現場で、鳥取労働局の内田敏之局長をはじめとする局署職員による安全パトロールを実施しました。



挨拶をする内田局長

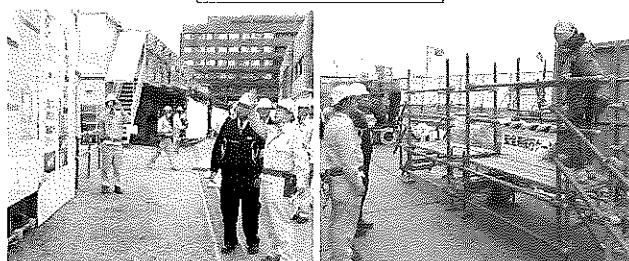
安全パトロールでは、工事事務所において、冒頭、内田局長が「建設工事現場は、日々作業内容や作業環境が目まぐるしく変化する職場となります。労働災害を防止する上で、元方事業者による統括的な安全管理の取組みが大変重要です。労働災害の減少を図るために、『安全「見える化」とつり運動』について、現場全体で取組んでください。現場全体で「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれることは、本来あってはならない」との意識を共有し、安全作業に徹していただくことで、無災害での工事竣工をお願いします。」と挨拶の中で呼びかけました。

工事の施工業者の共同企業体山口作業所長より工事概要の説明を受けた後、現場の巡視を開始し、安全及び衛生対策の実施状況を確認してきました。

墜落防止について十分な対策が講じられていることが確認でき、また、安全通路は土間コンクリートにマーキングしている、段差のある部分には専用デザインの表示を床面にしているなど「見える化」の取組みを実施して

いることも確認しました。

安全パトロールの様子



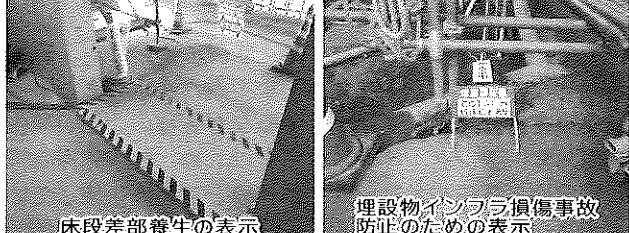
現場巡視を実施した後、工事事務所に戻り意見交換を行いました。

墜落防止は良く対策が講じられており、「見える化」についても良く取組んでいただいているので、引き続き取組まれることを要請するとともに、働き方改革を進める上で過重労働対策にも注意されたい、県外から多く作業者が来ていることから、現場への車での移動時等における交通事故にも注意してほしいなどをお願いして、本安全パトロールを終了しました。

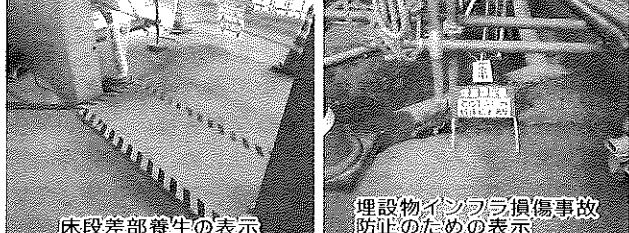
安全の「見える化」取り組み事例



安全通路の明示



安全通路の明示



床段差部養生の表示

埋設物インフラ損傷事故
防止のための表示



仮置コーナー透明化による
第三者との接触防止

労働者等に無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

この認定を受けるためには、本社を管轄する労働局に対し申請を行う必要があります。申請後、労働局において審査を行うため、申請から認定を受けるまでには一定期間を要します。また、審査の際に追加で資料提出が必要になる場合には、さらに時間がかかります。

現在、この特例に係る申請が全国的に増加しており、認定を受けるまでには通常よりも時間がかかる場合があります。このため、平成30年3月末日までに認定を受けることを希望される場合は、平成30年1月までに申請されますようお願いいたします。

申請手続き等、詳しくは鳥取労働局ホームページ又は雇用環境・均等室（0857-29-1709）まで。

「無期転換ルール」の特例に関する 申請をする場合はお早めに！

平成25年4月に改正労働契約法が施行され、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換される「無期転換ルール」が規定されました。

改正労働契約法の施行から5年を迎える平成30年4月以降、多くの有期契約労働者の方へ無期転換申込権の発生が見込まれており、まだ準備が進んでいない企業におかれましては、早期に検討・対応が必要です。

また、無期転換ルールの適用に当たっては、有期雇用特別措置法により、事業主は、都道府県労働局の認定を受けることで、定年後引き続き雇用される有期雇用労

産業医制度等に係る関係 省令の改正について

近年、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となるなど、産業保健を取り巻く状況が変化してきていることに対応して、産業医制度の充実を図ること等を目的として、労働安全衛生規則等の一部が改正されました。

これは、上記の状況を受けて厚生労働省において「産業医制度の在り方に関する検討会」を開催し、取りまとめられた報告書（主な内容は、「産業医に必要な情報取得のあり方について」、「健康診断及び事後措置について」です。）を受けて労働安全衛生規則等の一部が改正されるものです。

改正内容は以下のとおりです。

【産業医の定期巡視の頻度の見直し】（労働安全衛生規則第15条関係）50人以上の規模の事業場が該当

◆少なくとも毎月1回行うとされている産業医による作業場等の巡視について、事業者から毎月1回産業医に所定の情報（「休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」、「衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果」、「衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」）が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることを可能とする。

【健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供】（労働安全衛生規則第51条の2ほか、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則など8省令8条文関係）これら条文に關係する全ての事業場が該当

◆事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報（労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等）を当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならないこととする。

※50人未満の事業場において、地域産業保健センターへ健康診断後の医師の意見聴取を行った場合も該当します。

【長時間労働者に関する情報の産業医への提供】（労働安全衛生規則第52条の2関係）50人以上の規模の事業場が該当

◆事業者は、毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとする。

詳しくは鳥取労働局労働基準部健康安全課
(0857-29-1704) 若しくは、最寄りの労働基準監督署に御照会ください。

治療と職業生活の両立支援に係る リーフレットの作成について

厚生労働省では、病気を抱えながらも働く意欲・能力のある労働者が、仕事のために治療機会を逃したり、または、治療のために職業生活の継続を妨げられることのないように、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指し、治療と職業生活の両立支援（以下、「両立支援」という。）の推進を図っています。

これを受け鳥取労働局では、病気を抱えながら働く労働者等が活躍できる環境を整備するため、「鳥取県地域両立支援推進チーム」を設置し、9月1日に第1回目の会議を開催しました。

このたび、この会議で話し合われた両立支援を推進するためのリーフレットが作成されました。

このリーフレットでは、両立支援の必要性やそのメリットが解説されており、併せて、企業・治療中の患者及び主治医・産業医への相談窓口が紹介されています。

このリーフレットを労働者など関係者へ周知いただき、両立支援の取組みを進めていただきますようお願いします。

なお、鳥取労働局のホームページに、両立支援に係るサイトを開設しておりますので、取組みを進める上での参考として下さい。

《鳥取労働局 両立支援サイト》

http://tottori-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/_121030/_121304.html



また、鳥取産業保健総合支援センター（鳥取市扇町115番1 鳥取駅前第一生命ビル6階 電話:0857-25-3431）では、専門の相談員を配置し、両立支援プランの作成、関係者からの相談対応など、無料で支援を行っていますので、御活用下さい。

「配偶者手当」のあり方について

企業の実情もふまえた検討をお願いします。

－女性の活躍を促進していくために－

女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、税制・社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

税制・社会保障制度については、配偶者控除等の見直しや被用者保険の適用拡大などの税制改正が行われており、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」についても、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることができます。

厚生労働省では、労使において「配偶者手当」の在り方の検討を行っていただくため、「配偶者手当の在り方の検討に關し考慮すべき事項」（厚生労働省HP参照）を取りまとめました。各企業におかれましては、趣旨をご理解の上、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話合いを進めさせていただくようお願いします。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金が改正されました

特定（産業別）最低賃金	最低賃金額	適用が除外され、鳥取県最低賃金が適用される者
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額774円 (平成30年1月11日発効)	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」「取付け」「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

（注）・派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

- ・使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する義務があります。
- ・「鳥取県最低賃金」は平成29年10月6日から時間額738円に改正されています。

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（☎ 0857-29-1705）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

「第76回全国産業安全衛生大会 2017 in 神戸」開催

今年度の大会は、「安全・健康の未来を拓こう神戸から」を大会テーマとして神戸市内において去る11月8日（水）から10日（金）の3日間、全国から約12,300名の参加を得て開催されました。



開会式で祝辞を述べる宮野厚生労働審議官

初日は、13時15分から総合集会が開かれ、開会式・講演では、厚生労働審議官の宮野甚一氏の祝辞や厚生労働省労働基準局安全衛生部長の田中誠二氏の講演並びに理化学研究所 多細胞システム形成研究センター 網膜再生医療研究開発プロジェクト プロジェクトリーダー 高橋政代氏の特別講演「網膜再生医療の開発～研究開発におけるリーダーシップ～」などが行われました。

表彰式においては、平成29年度の緑十字賞表彰で「産業安全および労働衛生関係」に当協会中部支部事務局長の谷口茂氏が受賞されました。誠におめでとうございます。

また、2日・3日目には、労働災害防止に関するテーマごとに分科会が開催され、全国の事業場からの改善事例や研究発表をはじめ、安全衛生の専門家や幅広いジャンルの講師による講演、シンポジウムが開催されました。

なお、本大会に当協会会員各位のご参加を頂きましたことに、厚くお礼申し上げます。

次の第77回（平成30年度）の本大会は、平成30年10月17日（水）から3日間、神奈川県横浜市での開催が予定されています。

2017年12月1日▶2018年4月30日 安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん！

労働安全衛生法により雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・特別教育などが義務づけられています

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱し、厚生労働省後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は、最終年度である第12次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」（平成28年10月12日付け基発1012第1号）の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省



東部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部
副支部長 馬場 進

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様におかれましてはお健やかに新しい年をお迎えのことと存じます。

当支部も皆様の温かいご理解とご支援により、無事に新年を迎えることができました。ここに厚く感謝申し上げます。

昨年の県内の経済動向は、総体的には持ち直しの動きの中で良好に推移したといえそうです。しかしながら、海外情勢に不安定要因が見受けられ引き続き注視していく必要があると考えています。また、雇用情勢に関しては、着実な改善が進み有効求人倍率は1倍を超えて久しい中で、引き続いて漸増的に推移しました。一方、労働災害の発生状況ではこれまで数年間順調に減少してきていましたが、昨年は年の初め頃から増加傾向で推移し最終的には増加に転じる見込みです。

このような状況を受けて、本年も引き続き必要な人材の確保等は困難な状況が継続することも予想されますが、労働者の採用時の労働条件明示等に丁寧に取り組むことによって良好な労働者の確保と定着に努め、更には労働災害の防止や良好な安全衛生管理にこれまで以上に取り組むなど、魅力ある職場づくりに更に努めることが重要になると考えています。

そのために、当支部は関係行政機関のご指導も頂きながら、本年も会員の皆様とともに安全衛生管理の充実や適正な労務管理の推進に資する事業をこれまで以上に進めてまいりたいと決意いたしていますので、ますますのご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、会員事業場のますますのご発展、皆様方のご健勝とご多幸をお祈りいたします。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2018年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部
支部長 竹中由紀夫
副支部長 馬場進、副支部長 福田智博
事務局長 丸山裕毅、主事 藤井涼子

優良事業場見学会でマルサン アイ鳥取(株)を訪問しました

平成29年10月19日に鳥取市河原町西円通寺字畠ケ中81番1のマルサンアイ鳥取株式会社を見学しました。これは、毎年、安全衛生管理優良事業場を東部支部の安全、衛生、労務管理の3部会役員が訪問し、学んだことを会員の皆様にお伝えするなどの取り組みです。



新年のご挨拶

鳥取労働基準監督署

署長 木村 靖

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様方にはお健やかに新春をお迎えのことと存じます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

労働基準行政の最も重要な課題は、過重労働の抑制と労働災害の防止です。

働き過ぎによる健康障害が大きな社会的問題として注目され、「働き方改革」への取組が求められています。「働き方改革」の目的は「一億総活躍社会の実現」ですが、企業にとっては優秀な人材の確保と言え換えることができます。会員事業場の皆様方には過重労働の抑制をはじめとするさまざまな情報を提供してまいりますので、働く人に優しい職場を目指して「働き方改革」に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

また、労働災害につきましては、休業4日以上の労働災害が増加したほか、昨年5月には、1年9か月間発生していない死亡災害が発生するなど残念な結果となりました。何よりも優先されるべき職場の安全は、「安全第一」の理念の下で「安全文化」を醸成する必要があります。会員事業場の皆様の職場から労働災害がなくなることを目指して取組を進めて参りますので、御協力をお願いします。

最後になりますが、貴協会と会員事業場の益々のご発展、皆様方のご多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

平成30年元旦

◆鳥取労働基準監督署 署長 木村 靖

副署長 角辰人、業務課長 近藤敦美

第一方面主任 中島章文、第二方面主任 田中博行

第三方面主任 坂本年紀、安全衛生課長 西川祐輔

労災課長 三輪哲也、ほか職員一同



見学会では、兼子社長様自ら、各種のご説明をいただきました。以下、ご説明いただいた概要と、訪問を通じて感じたことを紹介させていただきます。

マルサンアイ(株)は1952年に愛知県岡崎市で味噌(次頁につづく)

(前頁のにつづき)

(マルサン味噌)の生産を開始され、その後、1980年から豆乳開発にも取り組んでこられました。現在、国内の豆乳業界シェアは第2位の企業です。マルサンアイ鳥取(株)はマルサンアイ(株)の100%出資子会社として2016年に鳥取へ進出し、2017年6月に竣工、その後生産を開始しています。現在の生産量は1ラインで1リットル入り8,000パック／1時間とのことです。

また、安全衛生管理等については、企業理念を「健康で明るい生活へのお手伝い」として、従業員(家族)、株主様、取引先等と「しあわせ」を享受できる企業を目指すこと、また、「入社してよかったですと思える会社になる」、「家族、親戚に自慢できる会社になる」、「地元に愛される会社になる」、「鳥取の環境を壊さない会社になる」ことを目標としていることをお聞きしました。特に、従業員教育に当たっては、稼動前に半数の労働者を親会社へ派遣して実施し、残りの人々は4月1日入社で、地元での

教育を行ない、安全に関する説明を十分に行なったこと、特に、過去のグループ内での少ない災害事例を十分に活用して、実態に即した形で行われていました。また、安全作業心得が12項目定められており、それをしっかりと身につけておられます。しかしながら、マルサンアイ鳥取(株)では操業開始後、いわゆる「赤チン災害」が2件発生したということです。

この災害も今後に有効活用されることは明らかです。

そのほか、福利厚生対策などとして特記すべきは、

- 1 食堂がゆったりとした環境に整備され、「掘りごたつ」仕様の席も設けられている。
 - 2 生産ラインには、食品衛生対策のために窓が全く設けられていないことから、休憩時間等に「青空」を見ることができるよう、屋上に休憩用テラスが設けられている。
 - 3 作業環境は高温の部署が多いことから、シャワー室も設けられている。
 - 4 きれいなロッカー室、休憩室のほかに横になれる2つの静養室、外来者用のみならず、従業員用にも障がい者対応のトイレを設置している。
- 等です。

このように、従業員を大切にし、会社の基本方針をしっかりと伝え、共有し、同じ目標に向かって、全員が一丸となって事業展開されようとしている様子をうかがい知り、そのことが、安全衛生活動にとても良い効果を与えていたことを学びました。



昨年11月21日に鳥取市内で多数の出席者のもとを開催された「過労死等防止対策推進シンポジウム」において、三洋製紙株式会社総務部経理課の小谷和義氏が「長時間労働削減の取組み」と題して発表を行われました。いろいろな成果をあげられた取組みであり、皆様にご覧頂きたく、寄稿をお願いいたしました。ご一読ください。

三洋製紙株式会社 長時間労働削減の取組み

三洋製紙株式会社の設立は1961年9月で、57年目を迎えます。従業員数は128名で、事業としては段ボール用原紙の製造を主力とする製紙事業と今年2017年から新たにバイオマス発電事業を開始しました。事業場は鳥取市古市にある本社工場の1か所です。

弊社の勤務形態は、大きく連操部門と非連操部門に分かれます。非連操部門50名は昼の固定勤務ですが、連操装部門の製紙の機械や発電ボイラー等の設備は24時間稼働であり、この部門の4班78名が①8:00-16:00、②16:00-24:00、③0:00-8:00の3交代勤務となっています。この時間帯を③②①の順でそれぞれ3回ずつ勤務しその間に休日を1日入れています。この場合、連続した休日がとりにくいので①の勤務終了から③の勤務開始まで連続で56時間空くようにしながら、所定年間休日日数に達するまで個人ごとに追加で公休日を割り当てています。

取組みについてですが、従来より半日単位の年次有給休暇制度と年次有給休暇の計画的付与(非連操部門職員対象)を年間5日で行い、これに加えて、年次有給休暇取得奨励日を計画付与とは別に年間4日設定しました。

従来の計画付与は「できる限り休んでください」とアナウンスし、取得できなかった者には振替調整を案内するといった運用をしているのに対し、新たに設定した奨励日は「休めるなら休みましょう」という、より自主性を持たせたアナウンスで、取得されていなくても振替調整を積極的に案内したりはしていません。個人の都合に合わせて取得してもらえるような内容で、きっかけづくりにしています。

次に、部署の所属に関わらず従業員の多能職化・マルチスキル化を推進しています。部署の統合や担当業務の一部を部署を超えてローテーションするなどして、相互に業務を補完しあえる体制づくりを進めました。これは、働き方改革だけではなく、もともと少ない人数で業務にあたっている部分があったので、業務を一人に固定化すると欠員のリスクが大きいという事情もありましたが、休暇取得にとって障害となりうる「代替要員の確保」という問題を解消することがねらいの取組みです。

加えて、工場の設備トラブルを減らすための活動がありました。活動の目的はトラブルによるロスを予防し、工場の生産性を向上させることです。この活動を推し進めることも、結果として時間外労働を減らすことにつな

(次頁につづく)

(前頁のにつづき)

がりました。

最後に、時間外労働時間の累計が一定の水準を超えた者をリストアップし、総務部門で一元的に管理できるようにしました。リストアップされた部署及び本人に通知し、改善要請または改善策の検討を行っています。

こういった活動の実績から、2016年度には鳥取労働局よりベストプラクティス企業に認定され、また同年、年次有給休暇取得促進優良企業として表彰を受けました。

従来は、年次有給休暇取得率が60%台前半、1人の1月あたりの平均時間外労働時間が9時間台でしたが、直近2016年時点での過去3年間の年次有給休暇取得率が72.19%、1人の1か月あたりの平均時間外労働時間が8.44時間まで改善できました。

3年間の取組み期間の前後、2014年と2016年の比較で、年次有給休暇取得率が7.89ポイント上昇、時間外労働時間が10.97%減少しています。

当初、私たちが懸念したのは、年次有給休暇の取得率向上に伴い、業務の偏りが起こり、時間外労働時間に負の影響が生じるのではないかという点でした。

しかし、実際には逆の相関が見られました。すなわち、年次有給休暇の取得率が向上し、時間外労働時間は減少したのです。働き方改革の取組みが休暇取得と時間外労働削減の双方に有効であったとみることができます。

振り返ると、2つのポイントが見えてきます。

1つ目は、一連の取組みの過程は新規事業立ち上げの時期でもあったにもかかわらず一定の成果が得られたことです。取組みの前には正直このタイミングでは難しいかもしれないなど弱気でした。実際、新規事業の準備で業務量は明らかに増えました。しかし、新たな業務に追われる中、従来からの会議であったり資料作成であったり、思い切って省くことも必要と考え、また各部署や各個人がそれらをこなしていく中で効率化を図っていましたことも大きく寄与したと考えています。

2つ目は、「時間外労働削減と休暇取得促進が相反しなかった」ことです。それを可能とした条件はマルチスキルによる業務補完体制です。休暇取得は代替勤務の調整を伴うことが多いという実態がありますが、この体制で、代わりがいないことによる休暇取得の障害を取り除くことができたと考えます。

取組みを振り返る中で触れておきたい点が、従業員の意識です。これらの取組みについては、従業員ひとりひとりは特別に意識していなかったと思います。「仕事が終わったら帰る」、「休めるときは休む」雰囲気づくり、これだけです。現場が休めないと感じているのに「休みなさい」、仕事が残っているのに「帰りなさい」と、いくら号令をかけても、あまり効果が得られなかつたのではないかと思います。

今回の取組みの総括としては、業務のスリム化と協働体制にあります。遠回りなようで、実は一番効果的ではなかつたかと考えています。

最後に、今後の課題ですが、細かい点ではいくつもありますが、弊社などは業務効率化の余地まだまだ大きいと考えています。

私どもがこういった働き方改革の取組みの先に目指していくべきところは、①「こうしなければならない」から「こうすればもっと良くなる」へ意識の転換を図ること、②同じ時間をより付加価値の高い仕事へ向け、好循環を生み出すこと、です。

弊社としてもまだ道半ばですが、現在までの弊社の取組みの紹介をさせていただきました。ありがとうございました。

三洋製紙株式会社 総務部 経理課 小谷和義

無期転換等セミナーの開催

平成24年の労働契約法改正により、有期労働契約に関する新しいルールが設けられ、平成25年4月1日から施行されています。

この中で、特に平成25年4月1日以降に締結又は更新された有期労働契約を対象として適用される「無期転換ルール」は、「同一使用者との間に締結されている有期労働契約が1回以上更新されている場合で、通算契約期間が5年を超える場合は、該当労働者に無期転換申込権が発生する」というものです。

平成25年4月1日以降、有期労働契約の期間が1年間で更新されてきた労働者の場合、この無期転換申込権が平成30年4月1日以降に発生することになります。

この無期転換申込権による労働者の申込に適切に対応するため、また、有期労働契約をどのように活用し、無期転換する労働者をどのように処遇していくかなどを各事業所であらかじめ検討しておく必要があります。

このため、この度、下記によりセミナーを開催します。この機会に当セミナーに参加いただき、業務の参考にしていただければ幸いです。

記

1 日 時 平成30年1月29日(月)

13時30分～15時30分

2 場 所 鳥取県労働基準協会会館2階

鳥取市若葉台南1丁目17番地

3 参加料 無料(事前の申込が必要です。)

4 詳細は、鳥取県労働基準協会ホームページ又は当協会東部支部へお問合せください。



措置不履行の犯人探し

安全パトロールなどで不具合を発見した際「是正と報告」を求めるにとどまっていますか。同じ不具合を再度発生させないためには、不具合に至った根本の原因を明らかにし、そこに対策を講じなければなりません。

誰が措置しなかつたのか、それは何故か、措置できていないことを誰が把握しなかつたのか、何故把握できなかつたのか。隠れている真犯人を突き止めて、その責任を、その犯人に求めるのではなく、機能しなかつたシステムの欠陥として捉えることが欠かせません。

そういう意味で、措置不履行の犯人探しはどんどん行いましょう。(東部支部事務局：丸山)

西部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部
支部長 永東康文

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は西部支部の各種事業及び講習会等に積極的かつ多数のご参加を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて旧年中は「健康・安全・ゼロ災」を快適な職場に響くを合言葉に労働環境の改善・労働災害の撲滅に取り組んでまいりました。

本年も引き続き行政当局のご指導を仰ぎ、かつ手を携えて会員の皆様と共に協会運営を進めて参る所存ですのでご協力の程よろしくお願い申し上げます。

本年が協会員の皆様にとりまして良き年となりますようお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2018年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部
支 部 長 永東 康文
副支部長 松谷 哲也、副支部長 河津 陽文
事務局長 深田 一徳、主事 武良 恵美



新年のご挨拶

米子労働基準監督署

署 長 森下 芳則

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、平成30年の新春を健やかに迎えられたこととお慶び申し上げます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、鳥取労働局管内の労働災害（休業4日以上の死者数）は近年、減少傾向でしたが、昨年は増加に転じてしまい、特に建設業は昨年5月末に、一昨年の同時期に比べ、2.5倍に増加しました。

このため、昨年6月に鳥取労働局長による発注者等への労働災害防止対策の緊急要請があり、各監督署では監督指導の強化等を行いました。

米子監督署では、昨年8月に管内の発注機関及び関係団体からなる「建設工事関係者連絡会議」において、各機関等の災害防止の取り組みを盛り込んだ「安全宣言」を採択して、各機関等での取り組みの一層の推進を図りました。

また、昨年11月には「ゼロ災55」無災害運動の一環として、労働災害の中で多く、重篤な災害となり得る「転倒灾害」防止の講習会を開催しました。

昨年1月、2月は雪が多く降り、転倒灾害を多く発生しましたが、今年は安全「見える化」運動等、一層の取り組みをお願いいたします。

過労死等の一つの要因である長時間労働の解消等、課

題への取り組みに、本年も引き続き、ご支援・ご協力をよろしくお願ひいたします。

今年が会員の皆様にとって良き年になりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます

平成30年元旦

◆米子労働基準監督署 署長 森下芳則
監督課長 丹生伸英、安全衛生課長 長谷川匡男
労災課長 沖啓史、ほか職員一同



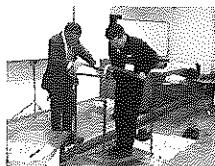
「ゼロ災55」無災害運動 推進講習会を開催

鳥取県内で毎年年末に展開している「『ゼロ災』55無災害運動」（平成29年の運動期間：11月7日（火）～12月31日（日）の55日間）の運動期間中である11月22日に、当支部は米子労働基準監督署との合同により、米子食品会館において「ゼロ災55」無災害運動推進講習会を開催しました。

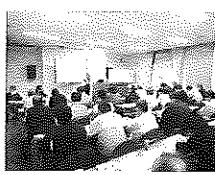
講習会は米子労働基準監督署管内で最も発生している労働災害である転倒災害の防止対策をテーマに2部構成で行いました。第1部は中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンター所長の山岡和寿氏による講演「転倒災害防止のための具体的措置について・・・今日も転ばんで〜え（Day）・・・」を、第2部は、ミドリ安全株式会社、ミドリ安全山陰株式会社の協力を得て行った、転倒災害防止に効果のある安全靴の選び方についての講演及び安全靴の試着体験を行いました。

第1部では山岡氏から転倒災害の防止対策について、転倒の発生する要因について説明があり、この要因を捉えて転倒防止対策をとることの重要性をたくさんの方にわかりやすい解説でご講演いただきました。

第2部では、前半はミドリ安全株式会社フットウェア統括部の営業担当部長である川澄真一氏から転倒防止効果のある安全靴の選定のポイントについて説明がありました。特に安全靴の選定にあっては労働者任せにせず会社が統一して選定することの重要性を強調されました。



後半はグリセリンを塗って滑りやすくした傾斜のある鉄板に載って転倒防止効果のある安全靴と一般に販売されている安全靴とを実際に履き比べて滑りやすさの違いを体感する実験を行いました。実際に安全靴を履き比べた米子労働基準監督署の職員は、靴の違いで滑りやすさに大きな違いのあることに感心していました。



本講習会は、製造業、建設業を中心とした業種から約70人が受講されました。また、会場で行った受講者アンケートの結果、講習内容が有用であったと概ね高い評価をいただけました。

ただ、受講者定員を上回る応募をいただきましたが、会場の定員により、多数の方に出席をお断りすることになったこと、受講者におかれても窮屈な中で受講いただけました。（次頁につづく）

(前頁のにつづき)

くことになったことなど、ご迷惑をお掛けすることもありました。関係各位にはこの場をお借りしてお詫び申し上げます。

今後も各事業場における安全衛生活動の一助となるような有意義な講習会等の行事を企画し、鳥取県西部地区における労働安全衛生の向上に寄与すべく努めてまいります。

研修会の開催ご案内

西部支部では、1月から2月にかけて、つぎのとおり研修会の開催を予定しています。

開催案内の詳細は「鳥取県労働基準協会」のホームページに掲載しますので、多数の方の受講をお待ちしています。

1 リスクアセスメント研修

日時 1月11日(木) 9:00～15:00 会場 米子食品会館

2 労務管理研修会

日時 2月8日(木) 10:00～17:00 会場 米子食品会館

中部支局より**新年のごあいさつ**

(一社)鳥取県労働基準協会中部支局

支局長 井木久博

新年明けましておめでとうございます。本年はどうぞ宜しくお願ひ致します。

昨年を振り返りますと、あつという間に過ぎた一年でありましたが、鳥取県中部にとって一昨年のような大きな地震災害もなく、平穏に過ぎた一年がありました。しかし、いまだに震災の爪痕は完全には復旧されておらず、まだ屋根上にブルーシートが残されています。

今、日本では大手企業を中心に経済の好景気が伝えられていますが、地元小規模事業者にとってその実感がないのが実情です。公共事業は振るいませんし、多少仕事があつても人手不足で苦勞は尽きません。労働求人倍率も高水準で推移し、きめ細かい地方版のハローワークが求められています。

一昔前までは労働基準行政の中心は、労働災害防止を含め労働環境の改善にあったように思いますが、今や「働き方改革」とか「生産性革命」とか呼ばれています。人口減少、労働人口の高齢化等構造的な問題も喫緊の課題であります。ただ、「働き方改革」を言うならば「働く」の意味もしっかりと教えていく必要もあります。政府はいま教育の無償化等も議論していますが、教育の原点に返った「倫理教育」もしっかりとやり、若者の仕事に対する真摯な取り組みを教育に期待したいと思います。いずれにしましても「人材育成」「働き方改革」「生産性革命」等は経営の基本であり、事業経営者は常に心している問題だと思います。

労働災害につきましては、「墜落災害」「重機災害」「飛来落下災害」等の重大災害は減少しつつあるように見えますが、新しく現場内又は通勤時の交通災害、転倒骨折等の災害が多発しているように思えます。このようなヒューマンエラーに類する災害をどう防止するかについては、いつものことながら大きな課題であります。

日本の大変革期、我が国にもグローバリゼーションの

大きな波が押し寄せる中、外国労働者問題も含め、地方経済にも大きな影響をきたす時代となっています。事業継承を含め中小経営者にとって問題山積、まずは健康第一とし、挑戦の年として頑張り抜きましょう。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2018年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支局

支局長 井木久博

副支局長 上本智宣、副支局長 泉谷雅人

事務局長 谷口茂、主事 谷川妙香

**新年のご挨拶**

倉吉労働基準監督署

署長 今井敏仁

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えたこととお慶び申し上げます。また、旧年中は、会員の皆様には、当署の労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、労働災害の防止は、労働基準監督署の最重要課題であります。平成29年の管内の死亡災害は、未確定ながら、0件となっており、皆様方の継続したご努力に感謝申し上げます。

一方、労働災害の発生件数そのものは、長期的には減少傾向にあるものの、現状、平成29年は前年を上回る可能性が濃厚です。全国的にも労働災害は増加しているようですが、その状況について、基本的な対策がとられていなかったという報告を多く目にしました。管内の昨年の労働災害の発生状況を見ますと、同様に基本的な対策がとられていないものが増えております。

また、昨年、当署に寄せられた労働相談は、労働時間を中心に増加しており、労働時間とパワーハラスマントに関するセットで相談されるケースが多いことが特徴で、過重労働を原因としたメンタル不調による労災請求もありました。

このような労働災害及び労働相談等の増加の背景には、人手不足が関係しているのではないかと懸念しているところで、これらを改善するためにも、「働き方改革」が重要ななるだろうと考えています。

今年は、労働条件の確保改善及び労働災害の防止のための施策の展開、労災補償の迅速処理に加え、管内で「働き方改革」が一層推進することにより、労働者が安心して安全にそして快適に働くことができる職場を形成できるよう、各課題に取組んでいきたいと考えておりますので、今後も皆様のご支援をよろしくお願いします。

最後になりますが、会員事業場の益々のご発展と、皆様方のより一層のご健勝とご活躍を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

平成30年元旦

◆倉吉労働基準監督署 署長 今井敏仁

監督・安衛課長 井上晃、労災課長 中塚隆

ほか職員一同

社会福祉施設における 冬季転倒災害防止について

(大丈夫？冬季は「すべる・ころぶ」に要注意！)

冬季は、積雪・地面の凍結や、寒さで身体が動きにくくなることにより、「すべる、ころぶ」による怪我（転倒災害）が非常に起こりやすい時期です。

特に、過去に鳥取県中部の社会福祉施設で発生した休業4日以上を伴う転倒災害のうち、54%が冬季（12月1日～翌年2月末）に発生しています！

転倒というと軽く考えてしまいがちですが、仕事中に転倒したことが原因で怪我をし、骨折などで1ヶ月以上の休業を伴う場合も数多く発生し（下表のとおり）、全国的には、頭部を強打することなどによる重篤な災害の事例も発生しています。

鳥取県中部における過去の転倒災害事例

発生状況	被災状況	休業
施設敷地内移動中、圧雪に足を滑らせ転倒。	右足関節骨折	2ヶ月
出勤時駐車場から施設に移動中、凍結した地面に足を滑らせ転倒。	右手骨折	1.5ヶ月
業務で銀行に行く途中凍結した地面で転倒。	手首骨折	2ヶ月

【冬季の転倒災害事例からみた防止対策】

（社会福祉施設以外の業種でも有効です。）

- 滑りにくい靴をはきましょう（革靴等は危険。）
- 気象情報を把握し、早めに対策をとりましょう。
- 駐車場や屋外（半屋外）通路、出入口の除雪、融雪は特にしっかり行いましょう。
- 屋内に入る際は、靴裏の雪や水を十分にふき取りましょう。
- 駐車場や屋外（半屋外）通路、出入口などの照明器具を点検し、明るいものに取り換えましょう。
- 過去に転倒災害が発生した場所、滑りやすい危険箇所は「危険マップ」で情報を共有しましょう。
- 「足裏全体を使い、ゆっくり歩く」など、安全な歩き方を心がけましょう。
- 厚手のニット帽やリュックサックなど転倒したときに怪我を防ぐ服装を心がけましょう。

＜さらに、ここにも注意！＞

- その年度、最初の積雪の際に注意
→雪に慣れていないため転倒しやすくなります。
- マンホールなど金属製の物の上、道路に引かれた白線の上に注意→降雪により非常に滑りやすくなります。
- 携帯電話・スマートフォンを操作しながらの歩行に注意
→足元への注意がおろそかになり危険です。
- 訪問先など、自社の敷地外に注意
→除雪が十分にされていない場合があります。
- 車に乗り降りする際、建物から出入りする際に注意
→地面の状態が急に変わり、転倒しやすくなります。

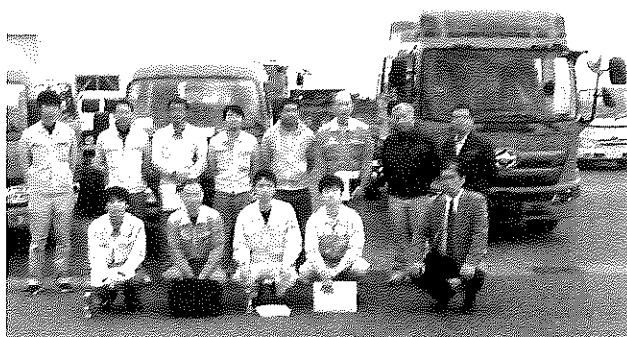
プレス災害防止協議会の視察研修を実施

11月7日（火）、鳥取県中部地区プレス災害防止協議会では、管外優良事業場の視察研修を実施し、本年度は鳥取市の（株）吉谷機械製作所を訪問しました。

当事業場は、地方自治体からのオーダーメイドにより消防車・消防器具等の製造しています。

はじめに、担当者の方から事業の概要・安全衛生対策等について説明を受けた後、工場を視察しました。

どの現場も整理整頓が行き届き、また各工程での災害防止に配慮されており、参加者一同見習うべきことが多く大変参考になりました。



専門部会合同委員会を開催

9月15日（金）、専門部会合同委員会を（株）寺方工作所において、開催しました。

当事業場から、事業概要・安全衛生対策等についての説明を受けた後、工場を視察しました。

当事業場では、NHKの報道にあった地震対策をつぶさに見学させて頂くとともに、労働環境整備に力を注いでおられることを実感できました。

視察の後、参加者との意見交換を実施し、「当事業場の安全衛生対策は大変参考になりました。」との声が多く寄せられました。

また、倉吉労働基準監督署から

- ①最近の労働災害の発生状況と防止対策
- ②無期転換ルール

等について、説明を受け専門部会合同委員会を有意義に終えることができました。

特別教育・研修会のご案内

中部支部では、下記により研修会・特別教育の開催を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

●労務管理研修会 2月9日（金）

- ①「事業場におけるハラスメントの防止対策」
- ②「無期転換セミナー」等

また、研修終了後に個別相談に応じます。

（相談は、研修事項以外のことについても可）

●電気（低電圧）取扱い業務特別教育 2月23日（金）

【申込み・問合せ先】

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部
(TEL 0858-22-9054)